

別表（第5条関係）

政務活動費を充てることができる経費の範囲

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)
要請・ 陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために要する経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派が行う各種会議の開催に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等その他各種会議に会派として参加するために要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料等)
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するための経費 (給料、手当、賃金等)
事務費・ 事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入・リース代等)